

第1回沖縄県公文書管理委員会 議事録

- 1 開催日時 令和8年4月23日(木) 15時10分から16時20分
- 2 開催場所 沖縄県庁5階第1会議室
- 3 出席者 委員5名中4名出席(途中退席後は5名中3名)
委員(会長) 西山 千絵
委員 山城 圭
委員 油井 秀樹
委員 齊藤 郁子
- 4 事務局 沖縄県総務部総務私学課
- 5 会議に付した議案の件名
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 沖縄県公文書管理委員会運営要領等について
 - (3) 沖縄県における公文書管理制度及び公文書管理委員会の概要について(報告)
 - (4) 次回以降のスケジュールについて
- 6 議事の概要
 - (1) 会長の選任について
 - ア 本委員会の会長に西山委員を選任した。
 - イ 西山会長は、職務代理者に油井委員を指名し、受諾された。
 - (2) 沖縄県公文書管理委員会運営要領等について
 - 事務局から資料1に基づき説明を行い、案のとおり沖縄県公文書管理委員会運営要領及び傍聴要領を決定した。
 - (3) 沖縄県における公文書管理制度及び公文書管理委員会の概要について及び次回以降のスケジュールについて
 - 事務局から資料2に基づき説明を行い、次のとおり質疑応答があった。
 - 委員 公文書館に移管した後の公文書の電子化は進めているのか。
 - 事務局 公文書館が保存する歴史文書については電子化を進めているが、特定歴史公文書等については今後の課題である。
 - 委員 沖縄県の文書管理システムには電子決裁は導入されているのか。
 - 事務局 令和7年度から電子決裁の機能が追加され、運用している。
 - 委員 文書量として推計で70,000冊程度と以前に聞いたが、委員会に提出される廃棄予定リストの量もその程度を見込んでいるのか。

- 事務局 約70,000冊は単年度あたりの文書量の推計であるため、委員会に意見をお聴きする廃棄予定冊数は現時点ではお答えしかねる。また、冊数はあくまで推計である旨はお含みおきいただきたい。
- 委員 本委員会の役割として歴史的な資料を残すという視点がある一方で、文書を保存し続けるにあたっては行政側のコストやスペースの問題があると聞く。スペースで言えば、現在、公文書館の書庫はどの程度使用されているのか。
- 事務局 (書庫によっては) 7~8割は埋まりつつあると聞いているが、沖縄県の公文書館は公文書のほか歴史文書(琉球政府文書など)も保存しており、書庫が分かれているため、全体として空きスペースがあってもそれを公文書の保存に回すことができるかどうかは一概にはいえない。
- 委員 電子メールやチャット機能の公文書性についてどう考えているのか。
- 事務局 電子メールであっても公文書となりうるものは文書管理システムに保存する必要がある。チャットについても同様と考えるが今後の検討課題となる。
- 委員 これまで県庁において電子メールは保存されてきていないのか。
- 事務局 例えば、国に法令解釈を照会した電子メールなどであって、重要と判断されるものは紙に印刷してファイルに綴るなどしている。
- 委員 個々の電子メールの廃棄判断なども今後、委員会で確認する必要があるか。
- 事務局 条例に基づく移管又は廃棄の判断は、公文書ファイル単位となるので、委員会で個々の電子メールの廃棄判断を一つずつ議論することはないものと考えている。
- 委員 文書管理システムと職員が使用する電子メールは連動しているのか。
- 事務局 文書管理システムと電子メールは連動しているわけではない。ただし、文書管理システムから県庁内に施行する際に各所属の代表宛てに文書を送信する機能はある。
- 委員 県のコーラル、文書管理システム、電子メールはそれぞれ独立した仕組みなのか。
- 事務局 コーラルはイントラネットにあたるものであり、県のコーラル・ネットワークに接続できる者(職員)のみが文書管理システムを利用できる。
- 委員 特定歴史公文書等の廃棄の意見の決定にあたり公文書館に説明を求め

ることはできるのか。

- 事務局 委員会から公文書館に説明を求めることは可能と考える。
- 委員 特定歴史公文書等の利用決定等における県と公文書館（指定管理）の役割分担はどうなっているのか。
- 事務局 利用決定等は行政処分にあたるため県が決定する必要がある。公文書館には、その前の事前審査として当該文書に利用制限が必要な情報が含まれていないか等を見てもらう。その審査結果を踏まえ県で利用決定等を行う形となる。
- 委員 保存期間よりも短い期間で廃棄となっていないかをチェックすることも本委員会の職務か。
- 事務局 本委員会の職務として実施機関の事務の誤りのチェックを行うことは想定していない。